

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の現状

島田市は静岡県のほぼ中央に位置し、大井川沿いの平坦部を除いてほとんどが山林地帯である。一級河川大井川をはじめ家山川、笹間川、身成川、伊久美川、相賀谷川、伊太谷川、大津谷川、東光寺川、大代川そして湯日川等の急流河川が流れており、大井川により運ばれた土砂の堆積によってできた平坦地が緩い勾配となって海岸へ向かっている。

気候としては、令和2年の平均気温は19.1℃で、一番寒い2月の平均気温が8.0℃で、もっとも暑い8月の平均気温は27.9℃となっている。近年、年平均気温・最高気温・真夏日日数・猛暑日数は上昇傾向にある。令和2年の年間降水量は、最寄りの観測点であるアメダス菊川牧之原で2,580.5mmとなっており、近年ではやや低い降水量となっている。平均的な年間降水量は2,700mm程度であり、大井川の下流域から上流域にかけて降雨量は多くなっていく。

中流域から上流域にかけて、特に川根笹間地区及び伊久美地区では県内でも雨量の多い地域となっている。月別の雨量は7月が最大で、6月、3月の順となっている。1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県では年ごとの変動幅が大きく、はっきりした傾向はみられないが、当市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。(参照：気象庁統計記録)

東西 [Ⓐ]	南北 [Ⓐ]	面積 [Ⓐ]	人口 [Ⓐ]
約23km [Ⓐ]	約31km [Ⓐ]	315.70k m ² [Ⓐ]	97,748人(内外国人1,479人) [Ⓐ]

(※人口は、令和2年12月31日時点住民基本台帳)

(2) 地域の災害リスク

ア 地震

静岡県第4次地震被害想定によると、南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態が続いている。

予想される東海地震等では、最大で1.3%の地域で震度7、74.2%の地域で震度6強、24.5%の地域で震度6弱の揺れが想定される。それに伴い、約200名の死者、約3,200名の重軽傷者の発生が予想されるほか、家屋倒壊、火災、道路・橋梁の損壊、急傾斜地の土砂崩壊、一部液状化による建築物の損壊、ライフラインや交通・通信インフラの損壊等、市内全域にわたって大きな被害が予想される。

想定対象地震

(※「静岡県第4次地震被害想定(平成25年静岡県)」及び「島田市地域防災計画 地震対策編(令和3年島田市)」一部抜粋)

静岡県第4次地震被害想定(平成25年静岡県)では、これまで本県が地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置づけ、さらに、東日本大震災から得られた教訓として発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、2つのレベルの地震津波を想定の対象とすることとした。

区分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震/東海・東南海地震/ 東海・東南海・南海地震/ 宝永型地震/安政東海型地震/ 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)(※1))

注)内閣府(2012)：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震(南海トラフ巨大地震/基本ケース/ケース①)の被害想定の結果

【建物被害等に係る想定結果】※端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 7,500	約 7,500	約 7,500	約 7,500
	半壊	約 8,800	約 8,800	約 8,600	約 8,800
液状化	全壊	約 10	約 10	約 10	約 10
	半壊	約 30	約 30	約 30	約 30
人工造成地	全壊	約 400	約 400	約 400	約 400
	半壊	約 1,200	約 1,200	約 1,200	約 1,200
山・がけ崩れ	全壊	約 100	約 100	約 100	約 100
	半壊	約 300	約 300	約 300	約 300
火災	焼失	約 30	約 60	約 800	約 20
建物棟数		48,260			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 8,100	約 8,100	約 8,800	約 8,000
	半壊	約 10,000	約 10,000	約 10,000	約 10,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 17%	約 17%	約 18%	約 17%
	半壊	約 21%	約 21%	約 21%	約 21%

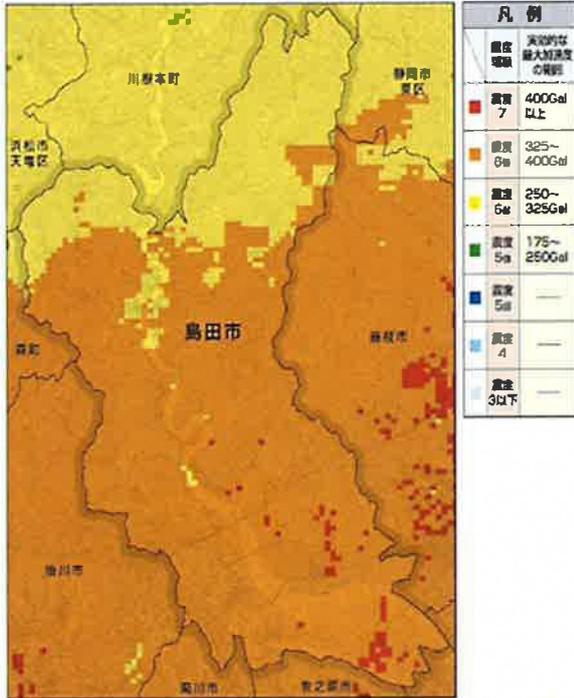
【人的被害等に係る想定結果】※端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。※「-」：被害わずか

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物被害 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 100 (約 20)	約 70 (約 10)	約 100 (約 20)	約 40 (-)	約 20 (-)	約 30 (-)
	重傷者数	約 800 (約 80)	約 1,600 (約 60)	約 800 (約 50)	約 200 (約 20)	約 500 (約 10)	約 200 (約 10)
	軽傷者数	約 2,400 (約 300)	約 2,200 (約 200)	約 1,800 (約 200)	約 700 (約 60)	約 600 (約 50)	約 500 (約 50)
山・がけ崩れ	死者数	約 10	-	約 10	-	-	-
	重傷者	約 10	-	-	-	-	-
	軽傷者	約 10	-	-	-	-	-
火災	死者数	-	-	約 10	-	-	-
	重傷者	-	-	約 10	-	-	-
	軽傷者	-	-	約 30	-	-	-
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者	-	-	約 10	-	-	-
	軽傷者	-	約 10	約 10	-	-	-
合計	死者数	約 200	約 70	約 100	約 40	約 20	約 30
	重傷者	約 800	約 1,600	約 900	約 200	約 500	約 200
	軽傷者	約 2,400	約 2,200	約 1,900	約 700	約 600	約 500

4次地震被害想定

推定震度分布図 Seismic Intensity Distribution

本図は、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合に、各地区で予想される震度を気象庁震度階級に合わせて推定したものです。震度の区分は、地盤条件や震源距離から推定した地表加速度を単純計算した換算震度を示します。一つのメッシュは東西約571m、南北約462mとなっています。



推定液状化危険度図 Liquefaction Potential

本図は、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合に、各地区で予想される地盤の液状化危険度を4階級に区分したものです。

静岡県内の沖積平野で収集した既存の地質ボーリング柱状図資料(約17,000本)を基に、「道路構指方書・同解説V耐震設計編(平成29年12月)」の液状化判定式(FL法)による判定を行い、地域毎の平均値を求めました。地質ボーリング柱状図資料の無い地域については表層地盤区分を基に判定しました。

なお、判定に使用する地表直下の水平震動は南海地震で想定される地表加速度を用いました。

一つのメッシュは東西約571m、南北約462mとなっています。



(出所：島田市 防災ガイドブック)

イ 原子力災害

原子力災害については、近隣の御前崎市に浜岡原子力発電所があり、島田市は概ね31km圏内の予防的防護措置を準備する区域に位置している。

現在、浜岡原子力発電所は1～2号機を廃止措置中、3～5号機を運転停止中であるが、使用済み燃料が冷却プールに一定量保管されていることから、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う原子力災害対策が必要である。

ウ 風水害

大井川上流は、降水量が多い地域であり、中上流部山地は、地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因である。

中小河川においては、これまで台風や集中豪雨に起因して伊久美川、相賀谷川、東光寺谷川、大代川等の氾濫により、山津波や家屋への浸水が発生し、多くの犠牲者が出ている。

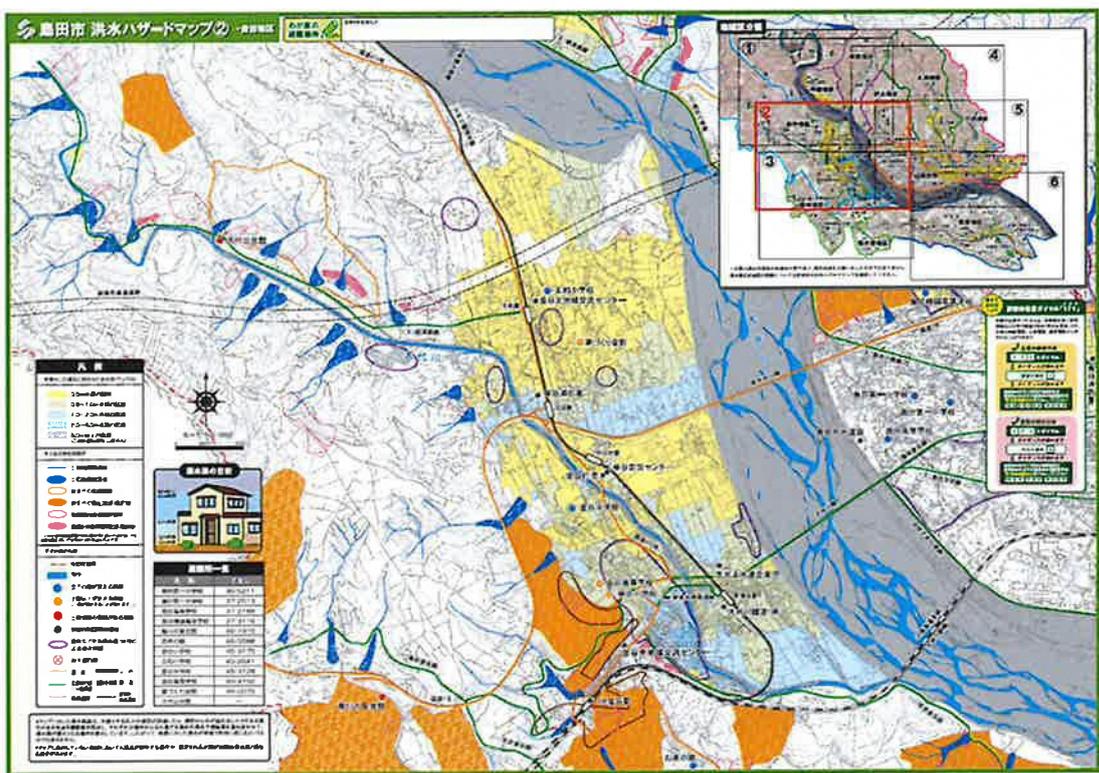
一方で、近年は局所的、短時間の記録的豪雨、突風、雷等の発生頻度が高まっており、これまで被害の発生していない地域も含めて、風水害の発生が予想される。また、強風やがけ崩れに伴う倒木等により、広域かつ長期間の大規模停電が発生する可能性がある。

(近年の主な被害) ←

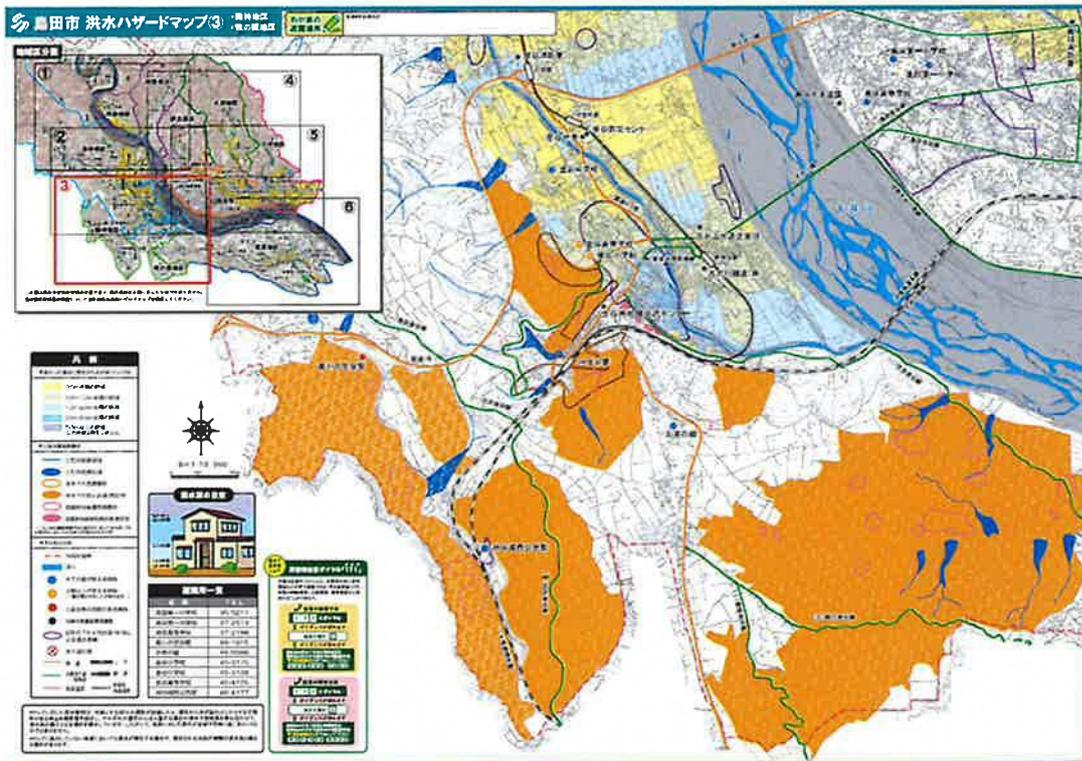
時期 ←	被害 ←
H30. 9 ←	台風 24号により、市内で最大15,100 戸、最長4日間の停電 ←
R 元. 10 ←	台風 19号により、市内2河川が溢水し、床上浸水被害 ←
R2. 7 ←	7月豪雨により、床上浸水被害 ←

エ 土砂災害

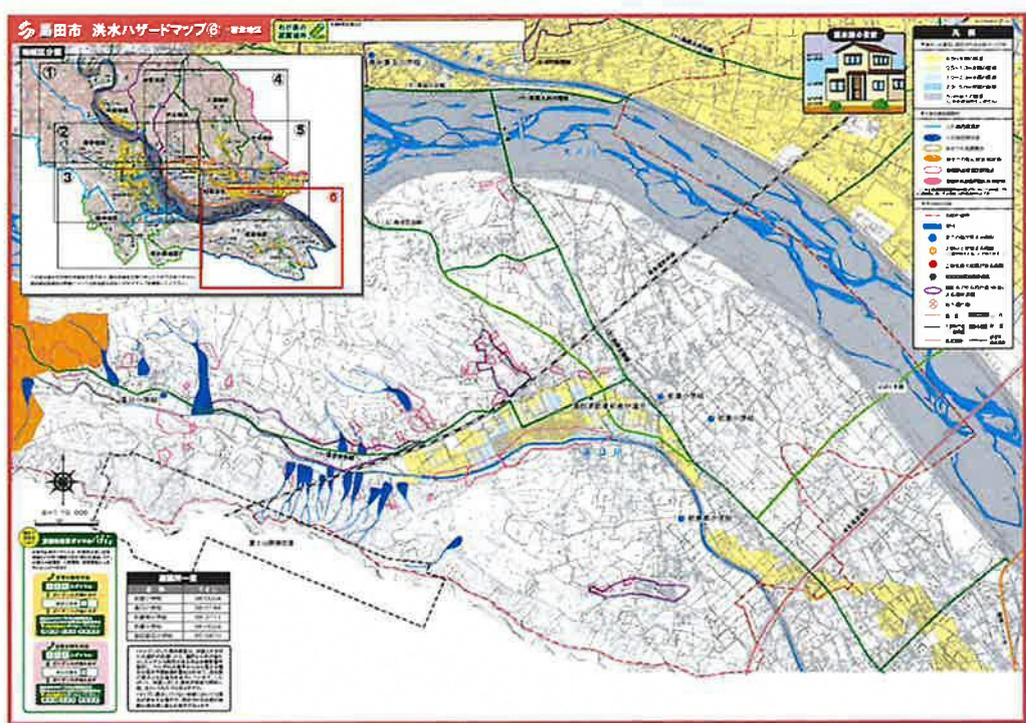
島田市北部の山間部や平地部との境界部を中心に、急峻な地形となっており、土石流、地すべり及びがけ崩れ（急傾斜地崩壊）等の危険性を有している。これらの地域には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所（816箇所 令和3年2月1日時点）が諸所あり、強風雨時や地震時の被害が予想される。これらの地域以外の急斜面や造成地（盛土）でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。



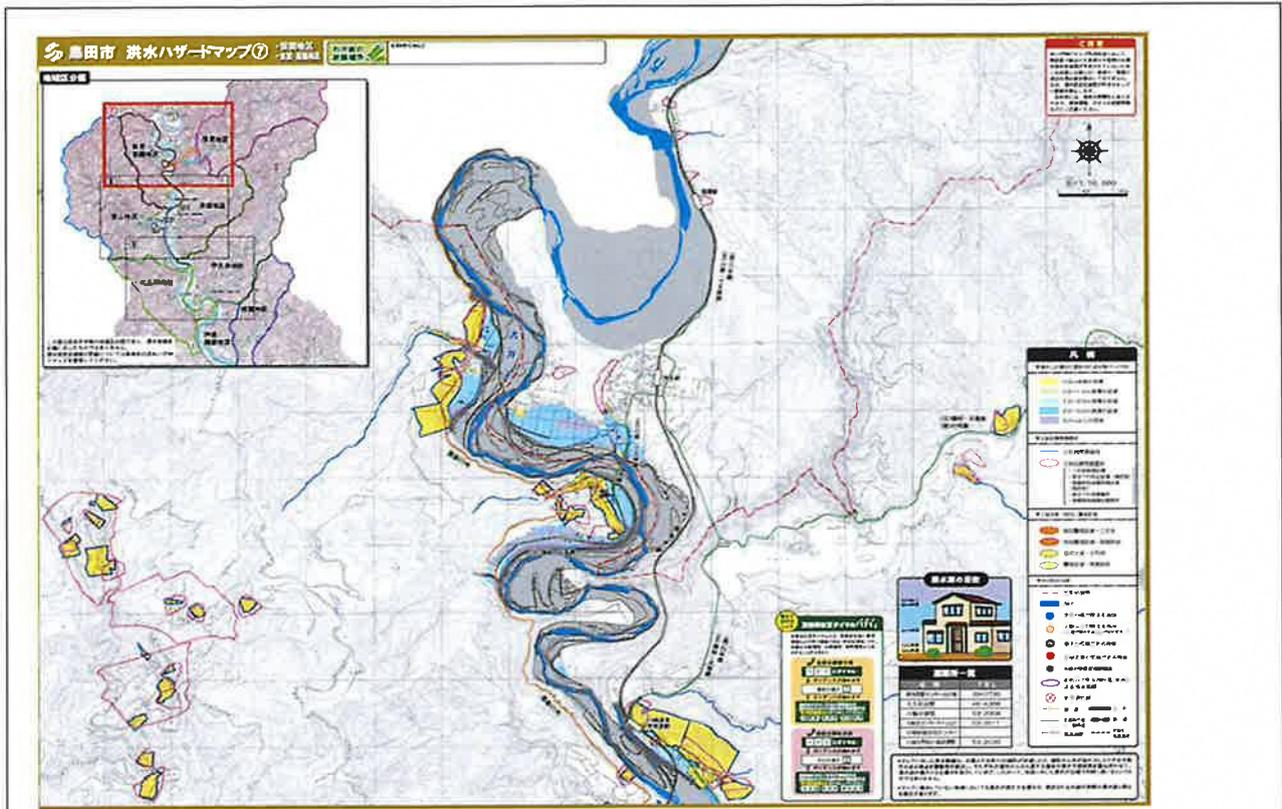
(金谷地区のハザードマップ（風水害、土石流・地すべり・がけ崩れ） 出所：島田市ハザードマップより)



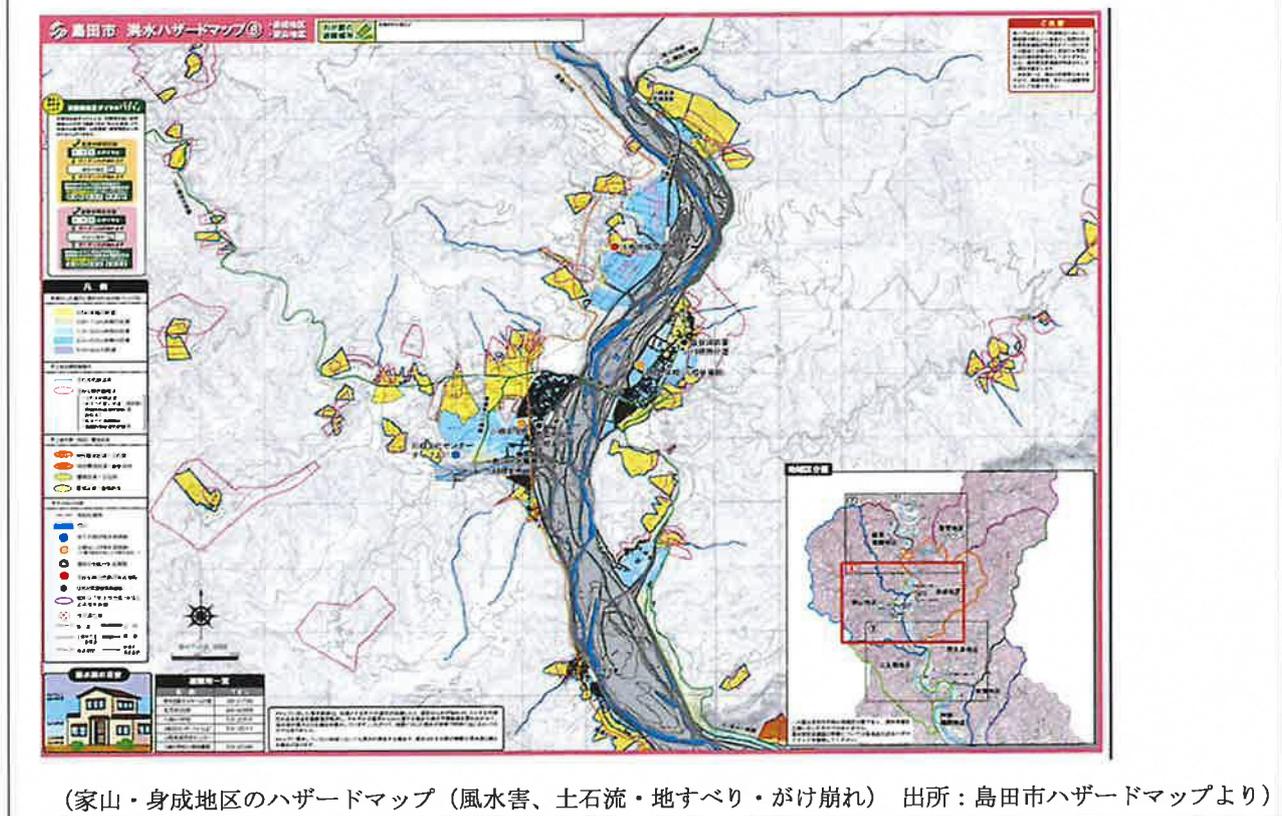
(菊神・牧の原地区のハザードマップ（風水害、土石流・地すべり・がけ崩れ） 出所：島田市ハザードマップより)



(初倉地区のハザードマップ（風水害、土石流・地すべり・がけ崩れ） 出所：島田市ハザードマップより)



(葛籠・拔里・笹間地区のハザードマップ(風水害、土石流・地すべり・がけ崩れ) 出所：島田市ハザードマップより)



(家山・身成地区のハザードマップ(風水害、土石流・地すべり・がけ崩れ) 出所：島田市ハザードマップより)

オ 大火災等

金谷地区、家山地区等の市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合等の地区がみられる。また、道幅が狭く且つ斜面に立地している建物も多数あり、これらの施設で一度火災が発生すると、消防車等の現場へのアクセスが困難なため、消火活動の遅れなどにより多数の人命が失われる危険性が高まっている。

また、特に冬季は乾燥するため、山火事にも注意が必要である。

笹間地区は、中山間地であり、消防施設のある地域から遠方に立地しているため、火災発生時において初期消火活動が困難となることが予想される。又、当地は中間山地であるため山火事の発生に特に注意する必要がある。

カ 大事故

島田市内には関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道本線及び東海道新幹線等の交通網が走り、交通量が多いことから防災体制について十分な配慮が必要である。また、富士山静岡空港の立地市として、航空機事故に対しても注意する必要がある。

令和2年12月には大代地区にヘリコプターが墜落する事故が発生している。

キ 複合災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

島田市の場合、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こる等最悪の事態を想定する必要がある。海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。また、大雨と地震が連動するケースも想定しておく必要がある。

ク 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月16日に日本国内での感染が確認され、島田市においては令和3年10月6日現在、市内572例が確認されている。

令和3年10月7日時点においては、下表のとおり接種率が上がってきており新規感染者発生件数が大幅に抑えられている。

感染を予防し、クラスター等、感染拡大を可能な限り抑制するためには、個人、家庭、職場、学校等での感染防止等を徹底するとともに、ワクチン接種を促進し、医療・保健提供体制を確保して、市民の生命及び健康を保護することが必要である。

また、感染症の流行が市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小になるよう対策が必要である。

(3) 商工業者の状況（島田市商工会総会資料）

商工業者数 1,471人

小規模事業者数 1,163人

単位：人

		事業の内容							
		合計	業種別内訳						
			建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他
地区内商工業者数		1,471	255	326	81	375	140	216	78
商工会員数		996	274	188	15	191	90	187	51
従業員規模別	0～5人	820	240	116	11	169	84	159	41
	6～20人	121	31	41	3	16	6	19	5
	21人～	55	3	31	1	6	0	9	5
経営組織別	個人	615	175	63	7	132	82	125	31
	法人	381	99	125	8	59	8	62	20

(4) これまでの取組

① 島田市の取組

ア 地域防災計画の策定

静岡県国土強靱化地域計画及び島田市国土強靱化地域計画における推進方針を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下、「災対法」という。）第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、島田市に係る防災対策の大綱を定めている。

(地域防災計画の構成) *

1章 共通対策編	各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2章 地震対策編	地震による災害対策
3章 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
4章 風水害対策編	風水害による災害対策
5章 大火災対策編	大火災(林野火災を含む。)、大爆発による災害対策
6章 大規模事故対策編	道路事故、鉄道事故、航空機事故等による災害対策
7章 資料編	1～6章に関する資料

イ 地域防災計画以外の防災関係計画の策定、監理

平成30年7月2日に策定された「島田市国土強靱化地域計画」では経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ（強靱さ）」を備えた国土、経済社会システムを構築することが示され、直近では令和3年9月に改訂を行う等常に見直しを行っている。

また、次に掲げる主な計画があり、島田市の危機管理行政を支えている。

「島田市水防計画」

「島田市業務継続計画(島田市BCP)」

「島田市国民保護計画」

「島田市地震対策アクションプログラム2013」

「島田市原子力災害広域避難計画」

「島田市新型インフルエンザ等対策行動計画」

ウ 防災訓練の実施

島田市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施している。

災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るため、平素からこれに対処する心構えを養っている。

特に「災対法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民

の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、防災訓練を行っている。

エ 新型ウイルス感染症対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という）に基づき、島田市における新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の防止に最大限取り組むとともに市民の安心と健康を守るための緊急的な対応として、令和2年4月8日には島田市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。また、法定の設置期間を終えた後も引き続き、独自に本部を設置し、対応を進めている。

ホームページ、LINEや回覧による市民への啓発（3密回避、手洗いうがい、マスクの着用の励行等）、LINEクーポンによる商工業者への支援、特別定額給付金対応、デジタル化の推進等を進めてきた。

市長、副市長と島田商工会議所正副会頭及び島田市商工会正副会長が出席する新型コロナウイルス感染症対策臨時会議を開催している。

② 当会の取組

ア 事業継続力強化計画策定支援（集団・個別）

セミナー・講座は、令和元年度に事業継続力強化計画策定支援を行った。

当該セミナーは、3回開催のスケジュールにて、延べ37名の参加があった。

初回は事業継続計画（BCP）の概要説明と、事業継続力強化計画の位置づけについて説明するとともに、まず事業継続力強化計画の認定を取るべく、申請まで支援を行った。

令和2年度においても、事業継続力強化計画策定セミナーを開催した。

当該セミナーも3回開催のスケジュールにて、延べ17名の参加があった。

申請を行った事業者に対し、商工会として引き続き静岡県事業継続計画モデルプランに沿ったBCP策定に向けて、意識づけ、啓蒙活動を継続している。

尚、上述2年度にわたり開催したセミナーは、島田市商工会が企画し、静岡県BCP事業協同組合が協力して開催した。

イ 支援体制の強化

中小企業からのBCP策定に関する相談等に対し、専門家とのコーディネート役を担える職員を養成するため、法定経営指導員としての必須科目である「災害・リスクマネジメント知識」を習得している。

ウ 保険制度の周知・加入促進

全国商工会連合会の賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償する「ビジネス総合保険制度」については、周知に努めると共に加入促進を続けている。

エ 新型ウイルス感染症対策

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、相談窓口

を設置し国、県、市の支援施策の情報提供と個別相談を実施。事業所の相談内容を収集・整理し、県連へ報告、島田市とは報告と併せ対応策を協議・実施した。また、消費落ち込みの影響を受けている小規模事業者を支援するための事業も実施した。

当会正副会長と島田市市長、副市長及び島田市商工会議所正副会頭が出席する新型コロナウイルス感染症対策臨時会議を必要に応じて開催していく。

オ 防災用品の備蓄

当会職員等が使用する防災備蓄品として、当会事務所や倉庫に復旧用品、業務用資機材等を備蓄している。

作業用資機材	作業用手袋、拡声器、工具類、ビニールシート等
救急衛生用資機材	包帯、ガーゼ、絆創膏等
業務用資機材	ラジオ、連絡先リスト、活動項目リスト、市内ハザードマップ、携帯電話用給電装置、現金等
生活用資機材	非常食、水、食器、乾電池、懐中電灯

カ 当会独自の防災（避難）・救急救命訓練の実施

例年9月に行われる「静岡県の総合防災訓練」に合わせ、当会金谷本所会館の防災訓練（避難、消火訓練等）に加え、通報訓練を実施している。

II 課題

(1) 小規模事業者の危機管理や意識

平成23年3月に発生した東日本大震災発生直後は事業者の危機感が高く、事業者BCPの策定を促すためセミナーを実施したが、受講者の意識は低い。

中小企業においても「策定に必要なノウハウ・スキルがないため」「費用が確保できない」等の理由から策定が進んでいない。事業者BCPは企業経営において優先順位が低く、新規は微増となっている。また、BCPを策定済みの事業者であっても、当会実施のアンケート結果やセミナー受講者の声から、風水害や新たな脅威である新型コロナウイルス感染症への対策は不十分であることがみえた。

(2) 地区内小規模事業者に対するリスクマネジメント

職員は法定経営指導員としての必須科目である「災害・リスクマネジメント知識」の習得をした。

しかしながら、地区内の小規模事業者に対し、災害リスクと事前対策の必要性を十分に発信できていない。

一方、中小企業白書・小規模企業白書で示された「リスクに見合った災害保険への加入」に関しては、当会では静岡県火災共済協同組合と連携し、積極的に保険商品の提案を行っており、加入促進に繋げている。近年、大型台風等による風水害が多発しているため、上述、保険商品の提案においても、水災に対応した保険の提案

を更に積極化している状況である。

当会職員は、静岡県火災協同組合担当者に同行し、保険知識の習得にも努めている。

新型ウイルス感染症においては、地区内小規模事業者に対し、従業員個々が行うマスクの着用や手指消毒の徹底、社内のルールとして定める来客や出張対応、感染拡大時に備えた消毒液の備蓄、売上減少に備える自助努力の保険加入等、場面や局面に応じた対策を周知する必要がある。

(3) 発災時における当会の体制

組織内における体制整備や平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人材の育成及び関係機関との連携体制が不十分である。

(4) 当会の業務継続計画

当会は未策定であるため、当会と島田市、小規模事業者の事業継続について、両者の連携・協力体制に関し言及・具体化されていないのが現状である。

III 目標

イ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。周知の方法については、特に巡回に力を入れ直接説明することで災害の事前対策を促す。

ロ 損保会社と連携し、保険会社災害リスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入であれば補完できる制度を保険会社と連携して対応斡旋に努める。

ハ 専門家や損保会社等と連携し、地区内小規模事業者に対しBCPの重要性を理解してもらい、平時からの備えを整えておくことで地震や風水害などの天災、ウイルス感染などあらゆる角度からの災害受難を想定し、限られた経営資源の効率的な運用方法の確立に繋げていく。

ニ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制整備や平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人材、関係機関との連携体制を平時から構築する。

ホ 「島田市商工会事業継続計画（BCP）」を作成し、災害発生時における組織的な体制の構築や防災・減災の強化を実施する。緊急時の連絡網や出勤ルールを決め災害時に職員が適切な行動をとれるよう整備する。また、島田市との連携体制を確認する。

IV その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県及び島田市へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年3月1日～令和9年2月28日の5年間とする。

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と島田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

島田市地域防災計画をもとに、発災時に混乱なく応急対応策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

イ 災害リスクの周知

当会においては、巡回、窓口経営指導時にハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

市では、地域防災計画やハザードマップ等により、災害リスクの周知を行う。

新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

ロ 計画作成支援

大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。

- ・事業継続力強化計画策定支援 10社/年
- ・BCP策定支援 3社/年

ハ 情報提供

当会は、商工会報「はばたき」、会員向けLINEや会員だより、広報しまだ、それぞれのホームページ等でも対策の周知を行う。

これらにより、国や県、島田市の施策紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。

島田市では、広報誌及びホームページ等により、国や県、市の施策紹介を行う。

ニ 体制整備及び人材育成

当会自身のBCPを策定する際、発災後速やかな復興支援が行えるよう緊急対応体制を整備する。

定期的なBCPに関する職員向けセミナーの開催、会員商工事業者に対するBCP策定支援、事業継続力強化計画策定支援に関わる事例発表等にて人材育成を行う。

ホ 普及啓発セミナーの開催

当会は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

イ 事業継続計画の作成

現状、当会の事業継続計画は未作成である。

今後、島田市、他の商工会等と連携を取りつつ令和4年度に策定する。

商工会の事業継続計画（商工会BCP）策定において、重要な視点は以下のとおりである。

- (1) 発災時の商工会業務の優先順位づけ
- (2) 人的資源である商工会職員の確保計画（単会同士の連携及び県連の調整）
- (3) 商工会拠点が使用不可に陥った場合を想定し、島田市との拠点確保に関わる事前調整
- (4) 上記（1）で示した業務を遂行する必要な設備、物品の調達戦略
- (5) 発災時、島田市と連携し、会員企業及び地域商工事業者に対する支援（仮称：総合調整ステーション）の立ち上げ
- (6) 支援窓口立上げに際し、組織体制、業務（上記1に示した以外の緊急業務等）、実施場所、必要な設備、物品の事前計画

＜事業継続力強化計画策定から静岡県BCPモデルプラン策定まで支援＞



③ 関係団体等との連携

東京海上日動火災保険株式会社並びにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援と災害リスクの周知と災害リスクに見合った災害保険や共済制度への加入を推進していく。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介も行う。

静岡県BCPコンサルティング協同組合と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や専門家派遣を通じて策定支援を推進していく。

セミナー

事業者BCPの策定支援には勉強会等が有効なことから静岡県BCPコンサルティング協同組合と連携してセミナーを開催する。セミナーでは、地区内の小規模事業者に対し、中小企業庁（中小企業BCP策定運営指針）、静岡県BCPモデルプラン（入門編）及びモデルプラン第三版に沿った指導及び助言を行う。

事業継続力強化計画の認定制度及び認定による金融支援、税制優遇や補助金の優先採択等各種制度の情報提供を行う。

災害発災時には危険情報が、平時においても防災情報が確認できる総合防災アプリ「静岡県防災」の登録活用を促す。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社並びに東京海上日動火災保険株式会社と連携して、災害リスクの周知と災害リスクに見合った災害保険や共済制度の紹介等BCP関連セミナーを開催する。

個別相談会

「策定に必要なノウハウ・スキルがないため」「策定する人手を確保できない」等を理由に事業者BCPの策定が進まないことから、静岡県BCPコンサルティング協同組合と連携し、個別相談会を開催する。

相談会では地区内の小規模事業者に対し、簡易的な作成シートを用いた基本編から、静岡県が独自に作成したモデルプラン（入門編）を活用し、経済産業大臣への申請を見据えた内容等、個々の小規模事業者に最適なガイドラインを示し、ワンストップで策定支援を行う。

災害による事業活動への影響を軽減させるため、商工会のビジネス総合保険等について情報を提供する。

事業継続力強化計画の策定支援及び認定件数を増やすべく、当該計画策定におけるメリットについて、ものづくり補助金の加点、防災・減災設備導入における税制上のメリット、策定に際して危機意識の醸成等広く周知していく。

④ フォローアップ

地区内の小規模事業者の事業者BCP等の取り組み状況を確認する。

地区内の小規模事業者の取り組み状況を踏まえ、当市と年1回程度の打ち合わせを行い、状況確認と課題改善点についての協議を行う。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

年1回の防災訓練（避難、消火、通報）を確実に行う。当市や関係機関との連絡ルートの確認等を行い、有事の際に実効性のある連絡ルートの確立を目指す。

(2) 発災後の対策

災害発生時

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施の可否の確認

イ 発災後2時間以内に当会職員の安否確認を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否の確認）。

ロ 大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と市で共有する。

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保 (商工会)	職員の避難	発災直後	・ 拠点内の安全エリアの設定 ・ 市内の避難経路の周知・確認 ・ 避難所までの経路確認
	職員の安否確認	発災直後	・ 安否確認システムの導入 ・ 職員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)
	設備の緊急停止方法	発災直後	・ 緊急時の設備停止手順の周知・確認
	事業所への対応方法	発災直後	・ 事業所へ避難場所の周知、誘導體制の確立
2 非常時の緊急時体制の整備 (市)	市長を本部長とした災害対策本部の立ち上げ	発災直後	・ 設置基準の策定 ・ 災害対策本部の体制整備等
3 被害状況の把握 被害情報の共有 (商工会)	被災状況の確認 当該情報の第一報を市災害対策本部、県商工連に報告	発災後 12時間以内	・ 被害情報の確認手順の整理 ・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4 その他 (商工会)	市等との各種調整	発災後随時	-

② 応急対策の方針決定

当会と島田市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口を設置し相談業務を実施 ・被害調査及び経営課題の把握 ・復興支援策を活用するための支援業務の実施
被害が見られる	<ul style="list-style-type: none"> ・市内1%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口を設置し相談業務を実施 ・被害調査及び経営課題の把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報が無い。	なし

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

③ 情報共有

当会と島田市は以下の間隔を基準にして、必要に応じ被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1か月	2日に1回共有する
1か月 以降	7日に1回共有する

新型コロナウイルス感染症

最新の正しい情報を入手し、職員を感染させないことや地区内の感染拡大を防ぐことを第一に次の対策を行う。

ア 国内感染者発生後

職員はマスク着用勤務の厳格化と手洗い及び消毒の徹底を行い、併せて来所者等には同様の感染防止策の協力を要請する等新たな生活様式を徹底する。当会事務所にはアクリル板を設置、オンライン等による非対面での業務を遂行する。

イ 国内感染流行フェーズ

上記に加え、職員の体調確認（出勤時の検温）と健康管理を強化する。

ウ 緊急事態宣言の発出

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、「島田市新型コロナウイルス感染症対処方針」に基づき、当会の感染症対策を行う。

エ 応急対策の実施可否の確認

国・県・市等が公表する情報と地区内事業所の感染情報を収集し、感染状況やその規模により応急対策の検討を行う。

警報等が発表されている場合

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や強風の場合は、出勤をせず、職員自身はまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

① 指示命令系統及び連絡体制の構築

自然災害等発生時に、市内の商工業者の被害情報の迅速な収集及び指揮命令を円滑に行うことのできる状況に応じた仕組みを構築する。

② 被災地域での活動

二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。

③ 被害状況の確認方法・被害額の算定方法

・当会が収集、集積する被害は「非住家の被害」「商工被害」「感染症被害」とする。

・「非住家の被害」は事業用の建物、具体的には店舗、事務所、工場、倉庫などの被害、「商工被害」は建物以外の事業に関する被害、具体的には棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（機械装置、工具器具備品、車両運搬具、など）とする。

・被害額の算定については、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に準ずるものとし、事業の復旧に必要な資産の修繕に要する費用（直接被害）を見積ることとする。具体的には下表の通り。

【算定すべき被害額と算定基準（直接被害）】

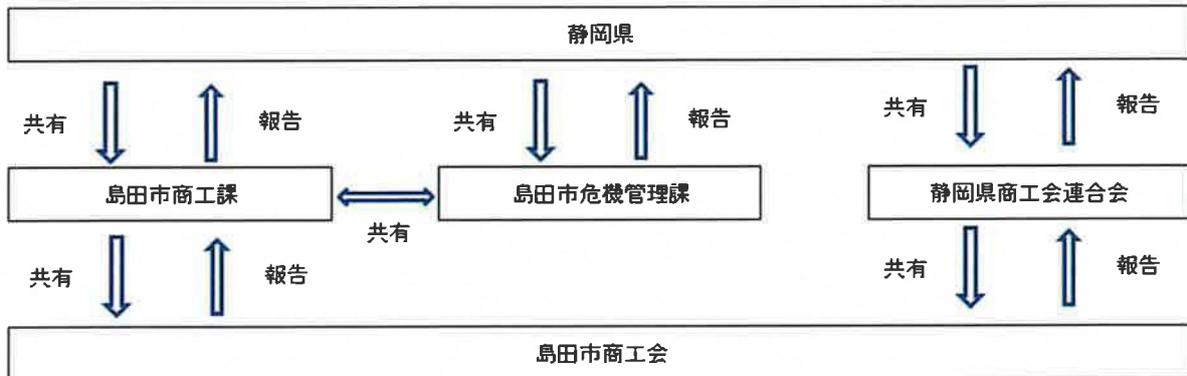
分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの 延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な 撤去費(解体・運搬・処分費)と再調達価格を 求める。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの 延べ床面積の20%以上70%未満の 損壊等、補修が可能なもの	事業の復旧に必要な 修繕費を求める。 事業の復旧に直接関 係しない経費は除く。
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不 可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの	
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの 廃棄せざるを得ないもの	仕入価格・製造原価を 求める。
	構築物 車両運搬具 工具 器具備品 機械装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な 撤去費(解体・運搬・処分費)と再調達価格又 は修繕費を求める。

④ 静岡県への報告

- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ速やかに報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

【被害状況報告の内容】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の状況（全壊、半壊等） ・ 浸水の状況（床上、床下） ・ 機械設備の状況 ・ 製品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品その他



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

① 相談窓口の開設

応急対策時の地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 相談窓口の開設やその方法等について、緊急対策窓口班と島田市が協議する（当会は、国・静岡県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口の会場は、当会金谷本所の安全性が確認できた場合は本所、代替会場として初倉支所の事務所又は会議室に設置。

② 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

当会職員が、地区内小規模事業者等の被害状況について、各地区の事業者をピックアップして電話や巡回訪問により確認する。

③ 情報提供

応急時に有効な被災事業者向けの施策（国や県、市等の施策）について、商工会HPを活用して市内小規模事業者等へ情報提供を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

① 復興支援に係る方針の決定

静岡県及び島田市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

② 人的支援要請

被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や上部団体である静岡県商工会連合会等と協議する。

③ 災害復旧に係る融資制度等の紹介

災害復旧の融資メニューの紹介を当会及び島田市ホームページ等で行う。さらに復旧後の融資の相談対応及び受付業務を法定経営指導員等が対応する。

④ 救援物資の調達

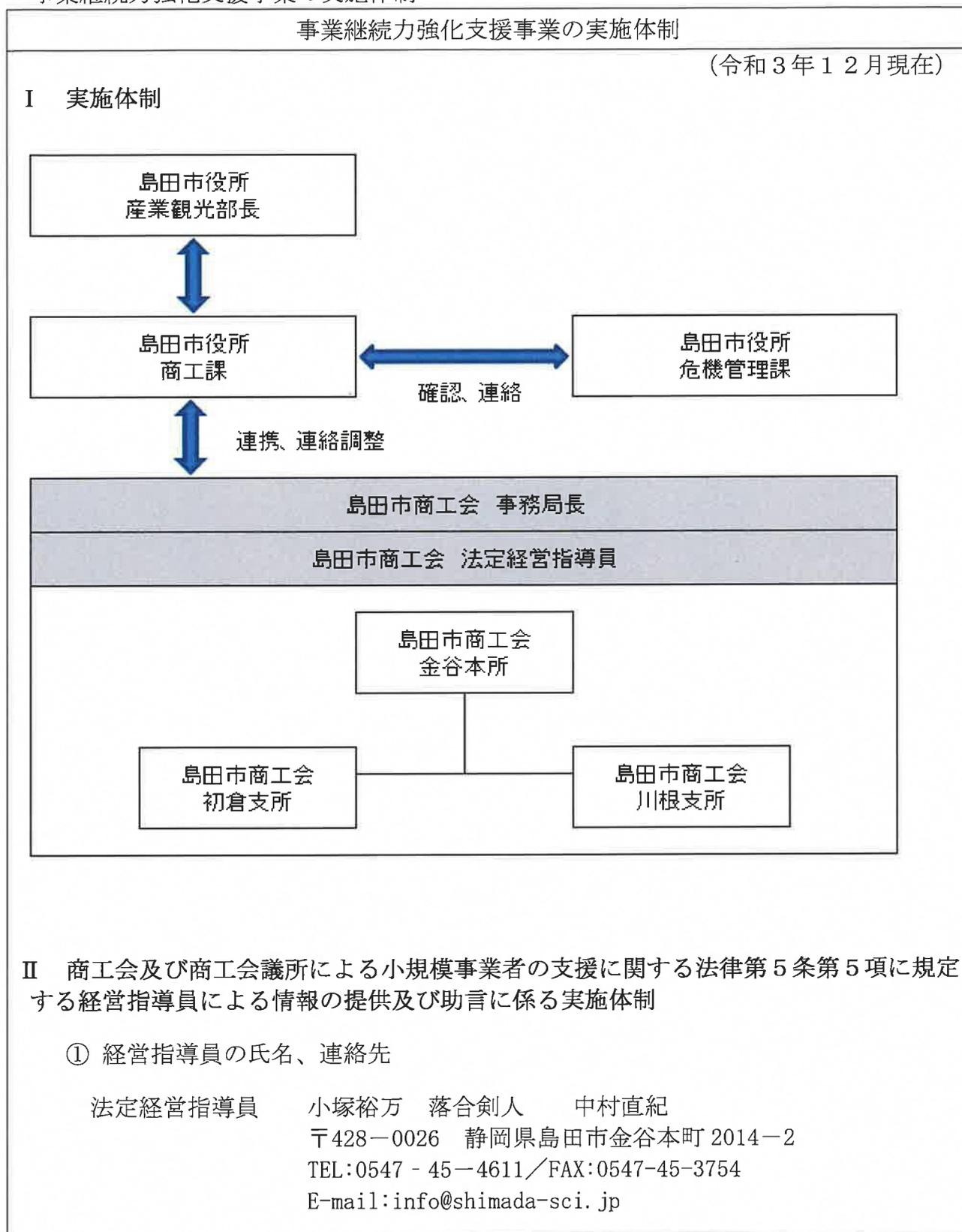
行政等からの救援用物資及び復旧資材の要請に対しては、可能な限り該当する事業者のリストなどを提供し、地域全体の復旧に対応する。物資等の需給のマッチングにより地区内小規模事業者の事業の継続を推進する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
 ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 イ 本計画の具体的な取組の企画や実行
 ロ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

Ⅲ 島田市商工会、島田市連絡先

- ① 島田市商工会
 〒428-0026 静岡県島田市金谷本町 2014-2
 TEL:0547-45-4611/FAX:0547-45-3754
 E-mail: info@shimada-sci.jp

- ② 島田市役所 産業観光部 商工課
 〒427-8501 静岡県島田市中心町 1-1
 TEL:0547-36-7146 Fax:0547-37-8200
 E-mail: syoukou@city.shimada.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500	500
専門家派遣	150	150	150	150	150	150
協議会運営						
セミナー開催	200	200	200	200	200	200
チラシ等作成費	150	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<p>1. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 静岡支店長 生田陽一 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町 1-7-5 あいおいニッセイ同和損保静岡ビル TEL: 054-254-3303</p> <p>2. 東京海上日動火災保険株式会社 執行役員 静岡支店長 垣谷直人 〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー13階 TEL: 054-254-4150</p> <p>3. 静岡県BCPコンサルティング協同組合理事長 高橋 義久 〒424-0038 静岡県静岡市清水区西久保 283-2 TEL: 054-367-2667 FAX: 054-333-5237</p>
連携して実施する事業の内容
<p>1. 小規模事業者に対する災害リスクの周知、保険商品の紹介（セミナー等の開催）</p> <p>2. ①小規模事業者に対する災害リスクの周知および対策として損害保険の周知 ②小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援 ③BCP関連セミナーの開催</p> <p>3. ①BCP策定支援（専門家の派遣） ②個別相談会の開催</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>1. 災害リスクの周知と保険見直し相談</p> <p>2. ①ハザードマップ・無料安否確認ツール提供、ビジネス総合保険等の相談・加入勧奨 ②保険代理店による個別支援 ③BCP関連セミナー講師派遣</p> <p>3. BCP策定ツールの提供、指導・助言</p> <p>上記の事業連携により、小規模事業者へのタイムリーな情報提供や事業者の意識変革、BCPの策定が可能となり、早期の事業復興を支援することができる。</p>

連携体制図等

